

「全ドイツ労働者協会」の創立（Ⅱ）

後 藤 洋

第二章 ラサールの協同組合論

—

ラサールの社会改革案は、賃金そのものの引上げを目的とするものではありえない。もとより、60年代初期のドイツにおいては、労働諸条件の改善を目的とする労働組合は散見されるにすぎなかったのであるが、それに加えて、ラサールにおいては、平均賃金は「鉄の必然性」をもって労働者の生存費に帰着するとされているからである。いわゆる賃金鉄則説である。¹⁾

おりからプロイセン下院で団結権が議事日程に上っていた。団結権の承認にイニシアティブをとったのは進歩党の議員であった。すでに62年5月、同党議員 Dr. ファウファーらがプロイセン一般営業法第181-184条の撤廃を提案し、審議未了となったが、提案は繰り返された。自由主義左派のこれらの議員の意図、思惑は奈辺にあったのか？

65年2月、シュルツェが同181-182条²⁾の撤廃を再提案した際に、下院で行った演説にうかがい知ることができよう。シュルツェの演説は多岐にわたるが、要するにストライキは、おおかた、失敗に終わるものであり、人は自らの経験を通じて権利の正当な行使の仕方を学び知ること、これが第一点、また「後見の抑圧」、「処罰の脅しによる囲い込み」は、「精神の退化」をもたらし、——現在もそうであるように——「労働者の一部分」をして「誤ったアジテーション」を受け入れやすくさせ、「盲目的な感情の爆発」に導くこと、これが第二点、これらの理由から、「雇い主と労働者との利害の共同という意識を涵養する手段」として、完全な法的平等の下で、「決定」のすべてが「公平」であるという「確信」以上のものはなく、その点で団結権は雇い主との賃金決定が公平に行われるために無くてはならない条件である、というのである。³⁾ この演説には、容易にラサールの影響が見てとられる。

一方、ラサールの団結権と労働組合運動に関する発言はごく限られたものでしかない。64年2月刊行の『バスティア-シュルツェ・フォン・デーリッチ氏、経済学的ユリアヌス、資本と労働』（以下、『バスティア-シュルツェ氏』と略称）には次の一文が見出される。「物 [一個の商品としての労働者] の空しい努力がイギリスのストライキであって…、その痛ましい結果はよく知られている。」⁴⁾ さらに、64年5月22日、「全ドイツ労働者協会」創立記念祭で行われたロンズドルフでの「式辞」では、次のように述べている。「私は諸君に隠し立てしたことはありませんが、また、『バスティア-シュルツェ氏』においてもごく簡単に示しましたが、この権利は、わずかなつかの間の例外的

な状況において一定の労働者層の状態を緩和しうるにすぎません。しかし、それにもかかわらず、この要求は第一に法的にはまったく正当であります。第二にアジテーションのためにはまったく好都合なのであります。そこで私は、労働者層の中での私の影響力をすべて駆使してこの要求を支持することを私の義務と感じてきましたし、今でも感じています。』⁵⁾と述べている。

他方、ラサールは、前稿⁶⁾で確認したように、『公開答弁書』において、ライブツィヒの人々の協同組合に関するなみなみならぬ関心の深さに応えたのである。

かくして、ラサールのアジテーションの主たる目標は、賃金鉄則説、それから普通・平等・直接選挙権、そして彼の社会改革案であったところの協同組合であった。

以下では、その協同組合論の内容を検討することとしたい。

ラサールは『公開答弁書』において質問状で照会されているシュルツェ・デーリチを取り上げる。ラサールはシュルツェを「そのたゆみのない活動によって、しかも孤立しながら、もっとも沈鬱な時代において、ドイツの協同組合運動の父となり、設立者となって、協同組合組織一般のために成果絶大なるきっかけを与えた。』⁷⁾としてその功績を称えている。しかしラサールはあらためて問う、シュルツェの諸協同組合、すなわち、信用、貸付、原料、消費協同組合は、労働者階級の状態に改善をもたらすことができるか？ 答えは「否」である。

ラサールによれば、信用、貸付、原料協同組合は、小手工業経営に対してのみ存在するものであり、「狭義の労働者階級、すなわち工場制大工業で働く労働者」にとっては、「問題となりえない」。しかも、小手工業経営自体、工場制大工業との競争にさらされて消滅する過程にあり、これらの協同組合によってもけって保護され得ない。

ラサールの自由競争論である。しかし、今日の日から見れば、資本主義的生産および流通を前提としてさえ、中小経営に、あるいはまた手工業に一定の存立条件あるいは存立理由があることは、明らかであろう。1840,50年代はドイツにおける協同組合運動の創成の時期であり、ラサールも認めるように、シュルツェは実際の指導者であった。シュルツェは最初に原料購入組合を設立し、ついで信用組合の創設と推進に着手した。彼は、「民衆の身の上にかかる善きこと悪しきことのすべてについて国家に責任がある、という考えを民衆に植え付けたのでは国は成り立たない」⁸⁾と述べてルイ・ブランを名指しで批判し、自助の精神をこれらの協同組合の基礎に据えた。シュルツェの前貸組合は庶民銀行 Volksbank とも呼ばれ、「労働階級」を含む広範な階層、とくに手工業的小経営を基盤として、60年代を通じて発展していったのである。

さて、消費組合はどうか？ ラサールによれば、「それは労働者階級の状態の改善を実現する能力にまったく欠けている。』⁹⁾

労働者階級が、消費者として、「暴利」の犠牲となる場合、消費協同組合は有効な援助をもたらすであろう。例えば、ラサールが「断固とした保守派で、厳格な王党主義の教授であり、社会問題と労働者運動の発展とに自己の研究をささげた人」と評しているフーバーは、ロッチデールの紹介者であり、種々の形態における協同組合の理念と計画について多数の著書を表した人であるが、消費協同組合を語る一節において「それ〔協同組合で使用されるグロッシェンやターラー〕は、消費

におけるごくささやかなやり繰りを、きわめて零細で、高いだけ高く、もっとも悪質な売り手である小商人や地下酒場の主などへの依存から解放する¹⁰⁾と述べている。ラサールによれば、このような場合を労働者階級が求める状態の改善と混同してはならない、というわけである。

別稿で見るように、ラサールによれば、今日の社会では労働者の状態を決定する賃金鉄則が貫徹している。消費組合によっては、この法則をいかんともすることができない。消費組合が稀にしか存在していない場合には、加入している労働者に消費の低廉をもたらすことはできよう。しかし、かりに消費協同組合が全労働者階級を包含した場合には、消費組合によって消費が低廉になっただけ、賃金も低落する。つまり、「消費組合がますます拡がり、労働者階級のますます多数を包含するようになればなるほど、この組合の中にいる労働者にとってさえも、そのわずかばかりの便宜すら消失し、消費組合が労働者階級の大部分を包含する日には、ついに零になってしまうのである。」¹¹⁾

消費組合に関するラサールのこのような評価が、賃金に関する「鉄」のごとき法則を基礎としていることは繰り返すまでもなく、またその賃金論がペンサム的人口論を下敷きにしている以上、理論として維持しがたい所以は言うまでもなからう。

さて次に、ラサール自身の「労働者階級の状態を改善する」ための構想を検討することとしよう。

その手段はまず「工場制大工業」に用いることが出来るものでなければならない。また、賃金鉄則を排除し得るものでなければならない。

これらの課題に応える手段とは、すなわち、労働者階級が自ら組織する生産協同組合である。労働者階級が同時に自分自身の企業家でもあること、そうすれば、労働者賃金と企業家利得とを分かち境界がなくなり、労働に対する報酬として労働収益 *Arbeitsertag* が支払われることになる。以上がラサールの構想の根幹である。

また、ラサールはロッチデールの組合の「内部闘争」について言及している。叙述はフーバーの研究に基づいているが、フーバーによれば、労働者および労働者株主の間で労働者が利潤に関する持ち分を受け取ることに反対する扇動がひろがっており、定款の変更をめぐる賛否が分かれているが、近く労働者株主の勝利をもって決着するであろう、というのである。ラサールは、これを受けて、個々の労働者が単に「自分たちの孤立した力」で出発する組合の場合、資本と労働との対立が芽生え、その対立は、競争の大宇宙のせいで協同組合の小宇宙で再生産されるだろう、したがって、大問題は小規模ではなく、大規模に解決されなければならない、と述べている。

残る問題は、労働者生産協同組合の設立に要する巨額の資金は、どのようにして調達されるのか、ということである。労働者の財布に求めることはできないのは、ラサールにおいては自明である。答は「国家の助成」である。

こうして『公開答弁書』の結論が導き出される。

「ここにおいて答は、ただちにきわめて明らかに諸君全部の目の前にあるだろう。すなわちこれはただ普通、直接選挙権によってのみ可能となろう。ドイツの立法機関が、普通、直接選挙権によって成立するならば——そのときは、そしてそのときのみ、諸君は国家をしてこの国家の義務に服せしめようであろう。」¹²⁾

二

『公開答弁書』は、前稿でその一端を紹介したように各地の労働者集会で朗読され、また、長い間版を重ねるなどして、「全ドイツ労働者協会」の「綱領」的文書として受け入れられていった。¹³⁾ それだけに、刊行後、種々の批判が加えられもした。

まず注目されるのは、ラサールの協同組合論をもって、「社会主義者ルイ・ブラン」の、結局は失敗したところの「48年の国立作業場」の単なる蒸し返しにすぎない、とする論調である。ラサールは自ら引用している“フォルクス・ツァイトゥング”第95号の論調に対して、63年4月24日付で反論のペンをとった。

それによると、48年のパリの国立作業場は、「社会主義者ルイ・ブラン」によってではなく、ルイ・ブランの敵、すなわち「社会主義のもっとも激しい敵」であるマリーら、臨時政府の多数派によって設立されたものであり、むしろルイ・ブランに対抗して企てられたものである。また、国立作業場は単に飢えた労働者に対する公的財源をもって行われた施しにすぎないものであって、おまけに私的産業との競争を回避するために、そこでは不生産的労働のみが行われた、というのである。

ラサールはこの「歴史的眞実」を多数の資料によって物語る。

ルイ・ブランその人との関係はどうか？¹⁴⁾ ラサールは比較的簡単に次のように述べている。「私には自分をルイ・ブランと同じものとして扱う理由はない。私は、自分の『答弁書』で、国家による労働の組織化を要求しはしなかった。私は、自分から出発する、自己の、自発的な協同組合を労働者たちに可能とするだけの、国家の信用操作のみを要求したのである。』¹⁵⁾ つまり、ルイ・ブランにあっては、国家が協同組合を組織化する中心主体であるが、自分においては、労働者の自発性に基づく協同組合が基礎であり、国家は側面からそれに信用を供与する役割を果たすにすぎない、というのである。問題は国家とはいったい何か、である。国家とは、人類文化の偉大な発展を助成することを任務とし、使命とするものである。運河、道路、郵便、電信、鉄道などの建設という従来「国家干渉」にも、一部それを見てとることができる、とラサールは言う。

管見するに、ルイ・ブランとの関係をはじめ、48年のパリに関するラサールの評言は正鵠を失っていないと思われる。¹⁶⁾ 後に見るように、ラサールの場合、労働者の協同組合への「本能」ともいふべき「自発性」と「権威」との二律背反を含みながらも、前者に対する信頼は彼の思想の土台となっているのである。また、ラサールが社会主義について上記のように述べるのは、アジテーション上の得策としてであった。ここでは「労働者の状態を改善する」と言われ、また「全ドイツ労働者協会」の規約の表現では「社会における諸階級対立の眞の除去を招き寄せることができる」と表現されており、言い回しに注意が払われているのである。

また、ラサールについて、大内力氏は「かれの考えている労働者の生産組合というものは全体としてどのような経済体制の中で機能しうるものかははっきりしていない。もし商品生産社会を前提として生産組合を考えるのなら、それはまさに空想的社会主義というしかないであろう。』¹⁷⁾ と評価している。経済体制の如何という問題は明らかである。ラサールの協同組合は「商品生産社会」、

あるいは資本主義的生産・流通の体制を前提とし、そのただ中に設立される。問題はその「空想」性、現実的な可能性である。以下に見るラサールの協同組合論に対する種々の観点からの批判は、結局この一点に帰着するものであろう。

ラサールは、自分自身と「全ドイツ労働者協会」のために、著名な学者の支持を取りつけようとした。旧知のロートベルトゥスがその一人であった。両者のあいだに多数の往復書簡が取りかわされた。その中でロートベルトゥスはラサールの協同組合論に難色を示した。

ロートベルトゥスは、63年3月30日付の手紙の一節で、「生産協同組合一般の困難さ、否、不可能性は、農業や工業、商業における個々の経営が小規模な立憲的産業国家となり、その中では〔そう！〕すべての労働者が法により口出しをすることができる、という点にあります。…国民生産はそのような鈍重さで破滅していくに違いありません。』¹⁸⁾と述べた。

ラサールは4月22日の返書で、次のように応えた。「労働者——私は10年間の共同生活によって彼らを知っているのですが——は規律と権威に耐える能力があります。…パリとイギリスの現行の協同組合——私は例えばラムケット協同組合を思い出すのですが——は、その輝かしい証明をすでに与えています。これらの協同組合のほとんどすべてにおいて、支配人 Der Gerant が業務遂行の全体に対して多かれ少なかれ無制限の権限を持っています。』¹⁹⁾

しかし、ラサールの回答は答として十分なものと言えるであろうか。賃金鉄則を免れるため、労働者が自分自身の企業家となることが必要であった。そのためには、ロートベルトゥスが言うように、労働者が経営に発言権ないし決定権をもつ必要があるのではないか？ ラサールの答では、リーダーシップなどというのではなく、支配人の経営における「無制限の権限」が語られている。これでは協同組合の中に逆に不満・対立が芽生え、増幅していくことにならないか？ 支配人は小資本家にならないか？ 自発性と権威との二律背反？ ラサールにおいて、ロートベルトゥスの提起する問題が、協同組合経営のあり方の問題として、このように問い詰められることはなかった。

もっともラサールは、後に、ロンズドルフの「式辞」において自発性と権威との関係を取り上げ、「全ドイツ労働者協会」が「最高度の持続的な自発性に基づく権威」をいただくものであるとし、つづけて「私はどこへ行こうとも、いたるところで労働者たちの言葉を聞いてきました。その言葉は次の発言に要約されます。われわれはわれわれのすべての意志を一つのハンマーに鍛接し、このハンマーを、その知性、性格、善意にわれわれが必要な信頼をもっている一人の男の手に、かくして彼はこのハンマーを打ち下ろすことのできる一人の男の手にゆだねています。」と述べ、「自由と権威——この最高度の矛盾はわが協会でもっとも密接に統一されています。われわれの協会は、小規模なわれわれの結社形態のすぐ次に来る大規模な社会形態における単なる原型を表すにすぎないものであります。」と、述べている。²⁰⁾ 先のロートベルトゥスの批判が念頭にあったものと見られるが、ここにはラサールの過重なまでの自己意識がうかがわれまいだろうか。

ロートベルトゥスはまた、上の問題につづけて次のようにも言う。「協同組合指導部は、こんにちの企業家ほどにも、生産を消費に適合させることはできないでしょう。』²¹⁾ これと同様の問題はシュルツェによっても提起された。ラサールは『バスティア・シュルツェ氏』でいわゆる「リスク」

の問題として詳細に答えた。したがって、後にまとめて取り上げることとしたい。

ラサールは上の返書でやや自信なげに次のようにも述べている。「あなたが同じように効果的な他の手段を示してくださいなら、私はよろこんでそれを取り、それに同意する用意があります。私はさしあたり実際に同時に比較的容易でかつ効果的な手段を知りませんので、協同組合を暫定的にのみ提案したのです…。」²²⁾私信における率直な心情の吐露であろう。

しかし、次の一件でラサールは自信を回復したように見える。

63年4月末(日付なし)の手紙で、ロートベルトゥスはラサールの求めに応じて、自分の案を示した。その案とは、賃金を労働生産力の上昇に比例して上昇するように固定化すること、それを実現するために、国家信用によって企業家に補償するというものである。これにつづけて、ロートベルトゥスは自己の基本的な見解を明らかにしている。それによれば、社会の発展は労働者を資本家や土地所有者とする方向をたどるのではなく、資本・土地所有を解体することに行き着くであろう、もっとも資本・土地所有の解体に至るまで、およそ500年という「やや地質学的な期間」を要するのであり、この見通しを、今、「世俗の民」das profane Volkに提示すべきではない、というのである。²³⁾

4月28日付の手紙でラサールは、「資本・土地所有を解体することは、私の見解のもっとも内面的な核心です」と述べる。また、これを「暴民」Mobに語るべき時でないという判断についても、同様であるとして、「私が私の小冊子『『公開答弁書』』でまったく語ることを避けたのもまさしくそのゆえです。」と述べた。同時に、この最終目標と協同組合との関連について、協同組合のための国家信用が実現するなら、「それは、おのずから発展する生命の一貫性をもって、徐々に、平和的に、ただし(500年ではないとしても)100年か200年の間によろやくそこに行きつくに違いない、まさに小さな一歩です。」と述べた。²⁴⁾ラサールは、この時期、「社会問題の解決」とか「最終目標」とかについてほとんど言及しなかった。その理由はアジテーションにおいては一点にしぼるべきであるという考え方にあったが、「暴民」という労働者に対する見方にもあったわけである。もっともこの表現は、自らのアジテーションに加えられたラサールに対する嵐のような「反動の雇われ道具」という批判に抗してのものだったかもしれない。

さきのロートベルトゥスの代替案については、意見の交換がしばらくつづいた。途中、ロートベルトゥスが「補償」という言葉を撤回する場面もあって²⁵⁾、代替案に否定的なラサールの態度はいよいよ確固としたものとなり、むしろ移行手段としての協同組合という自らの思想に自信を深めることになったようである。

ところで5月29日の手紙でロートベルトゥスは、主として「工場制大工業」を想定して国家信用による生産協同組合を論じていたラサールには思いもよらないであろう問題を提起した。問題とは農業に関するもので、生産の自然的条件に由来する協同組合相互の格差と対立とである。ロートベルトゥスは、第一級の小麦畑に立地する協同組合と疲弊したライ麦畑に立地する協同組合とを対照し、協同組合的所有においては今日以上に不公正な「協同組合貴族制」がつくりだされるであろう、と述べた。²⁶⁾

ラサールのこれに対する回答は6月1日付の手紙に見い出される。「土地税」の構想である。土地

税は、最劣等の農地には免除され、その他の農地には豊度の等級に比例した税率によって課される。この土地税は、土地の貸与に対して協同組合が支払うものである。これによって労働者の手中に「真の、均等な労働収益」が入る。土地税そのものは、教育、芸術など、あらゆる種類の公共的支出の財源となる。²⁷⁾

ナーマンは、ラサールの問題点として、農業協同組合の例に端的に見られるように、個々具体的な場合に、協同組合に「労働全収益」が保証されることはないし、逆にそれを実現しようとするならば、国家的な「強制」は避けられないものとなる、と述べている。²⁸⁾ 少なくともここではラサールはたしかに行き詰まっている。「不公正」や「貴族制」にとらわれて、労働収益の取得という原則が忘れられている。国家の手によって「均等な」分配が実現されれば、労働収益の取得は不可能となってしまう。

ラサールとロートベルトゥスとの手紙による意見交換は実質上ここで途絶えることになる。

三

次に、ラサールの協同組合論の国家的側面に移ることにしよう。

「国家援助による」とするラサールの思想に対しては、すでに見たように、自由を危うくするものとする批判が相次いだ。シュルツェも63年1月から3月にかけてベルリンの労働者協会で行った連続講演（『労働者教理問答の一章』）の最終回でラサールを総括的に批判した際、とくに強調したのがこの問題であった。シュルツェによれば、国家保証は国家干渉と不可分であり、政治的および産業的自由を抑圧する。外からの生計の保証は自己責任と自助とをないがしろにし、ドイツ労働者の倫理的誇り、ブルジョア的同権、経済的独立性——それ無しでは「労働階級」の現実の向上は問題になり得ないもの——の基礎を侵害する。その上でシュルツェは、ラサールの思想を「社会主義的教義の、隠くれもない、やや脆弱な模倣」と決めつけた。²⁹⁾

ラサールはかの「フランクフルト演説」でこのような批判に立ち入った。ラサールは言う、個人を国家に従属せしめるという言説は「誤解」または「歪曲」にはかならない。国家の管理は公法的な性質のものでなく、私法的なものである。つまり国家はたんなる債権者である。国家は、組合員自身によって同意された規約にしたがって業務執行が行われているかどうかを知るために、会計帳簿を閲覧することはできる。この種の管理は、一般に帳簿に不慣れな組合員を、業務執行者のなんらかの軽率な行為や不実な行為から保護することにもなる。一言で言えば、国家は「有限責任社員」のような権利を有するのであり、このような関係はブルジョアジーが日々結んでいるところである。³⁰⁾

ラサールの以上のような応えが、生産協同組合への労働者の主体的な態度を前提として成り立つものでもあることは、言うまでもない。その点については、協同組合論の最後にもみることにしたい。

次に、「国家干渉」という批判に関連して、ラサールは自らの国家観を述べる。援助する国家は今日の国家ではない。普通・直接選挙権の下で成立する国家である。それは今日のものとはまったく異なった国家であろう。普通・直接選挙権によるならば、労働者階級の代表によって議会在構成

されることになる。立法権力に対し行政府が対抗するとか、行政官僚が抵抗するなどのことは、結局不可能となろう。³¹⁾ 63年10月発行の小冊子『ベルリンの労働者へ』では、ラサールは次のようにも述べている。「未来の国家」、すなわち「直接・普通選挙権の導入によって再生する民主主義国家」は、今日の「警察国家」に対して、「自由の最高度の発展であり、全国民の支配下にある国家」である、と。³²⁾ もっともラサールは、1848年と49年のフランスの場合を例として、普通・直接選挙権の「誤用」が起こりうることを認めていた。しかし、——と、ラサールはつづける——「普通・直接選挙権は長くつづくうちには、その一時的誤用がもたらしうる過失を、ひとりでにふたたび調整する唯一の手段です。それは、自身がつくった突き傷をふたたび自身で癒す、あの槍です。普通・直接選挙権の場合、長いあいだつづくうちには選出された団体は、これを選出した人民の、精確で忠実な似姿にしかなりえないのです。』³³⁾

また、ラサールは『労働者綱領』において、「ブルジョアジー」の国家観を盗奪と侵入の防止を国家の職務とする「夜警思想」にすぎないとし、これに対して「無産者階級」である「第四階級」においては、「かれらの境遇の改善」が「理念の勝利、文化の進歩、自由の発展にほかならない歴史の生活原理そのものと一致する」のであり、したがって第四階級の国家目的としては、「個人が個人としては決して到達できないような目的」、「個人としてはみんなが全然到達しがたいような教養、力および自由の総計を獲得する能力を、個人にあたえること」である、と述べている。さらにラサールは、この目的のための手段として「国家意思の決定にすべての者を参加させる労働者階級の原理すなわち普通選挙権」である、と断言している。³⁴⁾

要するに、ラサールにおいては、個人の自発性を基盤とし、個人の意思に支持された、なおかつ個人を全体に有機的に統一する国家的権威の必然性が認められているのである。そこには、若き日、ラサールが学んだヘーゲルの国家観がうかがわれる。また、先に見たように、ラサールの協同組合においては、「支配人」の「無制限の権限」が認められるが、このような組織論も同根であり、自発性と権威との二律背反が伏在していることは否定できない。

そこに、ラサールが、何らかの理由で、例えば不治の病というような個人的な理由で功を焦った場合にも、この国家権威が現今のビスマルクの国家とすり替わる危険性が潜んでいると見えはしないだろうか。とくに進歩党が三級選挙法に固執し、また、憲法紛争において無力さを露呈をした後では。しかしここであえて触れなければならない一件がある。ラサールがビスマルクの誘いによって手紙を交換し、直接会見もしたという事実はよく知られている。ラサールの動機など、その真相については、種々の研究がある。しかし、ここでは、次の一通のラサールからビスマルクに宛てられた1864年1月13日付の手紙の一部を紹介すれば、十分である。「とくに私が悔やまれるのは、被選挙資格がまったくすべてのドイツ人に与えられなければならないということを、あなたにもう一度切にお勧めすることを、昨日、忘れてしまったということです。一個の計り知れない手段！ドイツの真の〈道徳的な〉征服！…」³⁵⁾

さて、ラサールは「フランクフルト演説」で、シュルツェのベルリン講演における次の批判を取り上げる。

シュルツェは「国家は、国内の全産業を労働者の手に移すために、数10億ターラーをどこからもってくるのでしょうか？」と問い、さらに次のように述べた。「ラサール氏にしたがってすべての国民の95%がこの援助を、資金の前貸によるにせよ信用の保証によるにせよ、要求するとした場合、この援助はどうなるのでしょうか、国家はどこに財政的な後ろ盾を求めることができるのでしょうか？ 現実にはなお残る5%の国民がとどのつまり自分の肩にのみ降りかかってくる尊厳によって押しつぶされなければなりません。否、皆さん、労働者自身が国家であるとすれば、労働者にあらためて国家に行くように指示することはまったく無益な回り道であると、想像がつかまず。なぜならその時には、すべての支出は彼ら自身にはねかえってくるからです。」³⁶⁾

ラサールは答える。当初必要とされる資本は、数10億ターラーどころか、1億ターラーで十二分である。資本利子——これは無論企業家利得とは区別される——を5%とする。1億ターラーによって500万ターラーの資本利子が得られる。それは協同組合の創設に充てられる。複利計算で14年間に当初の資本は2倍の2億ターラーになる。全産業を平均して、100万ターラーの資本で約4000人の労働者が働くことができる。1億ターラーで40万の労働者からなる生産協同組合を設立することができる。こうして、やがては労働者階級全体を包括する協同組合が可能となるであろう。しかも最初の1億ターラーでさえ、租税を財源とするにはおよばない。「国債」というもっとも簡便な方法で、誰にも負担を強いることなしに調達し得る。³⁷⁾

ラサールはこの「計画」を現実的なものとして考えていたのであろうか？ ラムは、この額が莫大であると評し、ラサールの協同組合論をラサール自身による「戦術的なトリック」であったことの傍証としている。³⁸⁾ しかしラサールは、ロートベルトゥスとの私信における論争でもなお当初の構想を主張しつづけたし、64年2月中旬、初版2500部をもって刊行した『バスティア・シュルツェ氏』でも、いっそう詳細に生産協同組合論を展開しているのである。われわれは次にこの書によって、ラサールの所論を補完することにしよう。ちなみに1億ターラーとは62年のプロイセン軍事予算の3倍に相当する金額である。

四

ところで、ラサールは、64年5月22日、ロンスドルフで行った「全ドイツ労働者協会」創立記念祭における「式辞」で、「われわれの成果のもっとも重要なものの一つ」としてこの『バスティア・シュルツェ氏』をあげた。³⁹⁾

『バスティア・シュルツェ氏』の特色は、ラサールが「社会主義」を自らの立場として明言していることである。理論的な仕事においては、原理を最後の帰結まで首尾一貫して展開しなければならない、というのがラサールの考え方であった。

社会主義とは、ラサールにおいては、所有を廃止することではなく、「個人的所有」を実現することである。「個人的所有」とは「労働に基づく所有」を意味する。労働はすでに「共同の労働」、「生産の社会的結合」となっている。しかし、今日、「個人的な生産前貸」が「生産収益」すなわち「生

存費を超える生産剰余のすべて」を企業家の手に委ねる結果をもたらしている。個人的な生産前貸を廃止すること、社会の共同労働を「社会の共同の前貸」によって営むこと、そして生産収益を生産に寄与したすべての人々に、「能力に応じて分配すること」、これが社会主義の意味である。⁴⁰⁾

かくして国家援助による協同組合は、社会主義への移行手段として位置付けられるのである。なお、能力に応じた分配ということから、ラサールの場合、社会主義においては「一律の賃金平等」ではなく、「能力主義」の不平等が残ることになるわけである。この「能力主義」については詳しい説明がほどこされているわけではないが、あるいはルイ・ブランの「社会的作業場」における「職能の位階制」に基づく賃金制度にヒントを得たのかもしれない。⁴¹⁾

『バステリア・シュルツェ氏』のもう一つの特徴は、例示をもって生産協同組合に結集する労働者の自発性を示していることである。

まず個々の都市の、当該産業のすべての労働者が生産協同組合を設立する。その際、強制は不必要である。ラサールは48年のパリを引き合いに出す。48年7月5日の法令で協同組合に対して300万フランという「笑止の」国家補助金が認可された時、「大衆の自然の本能として」、次のような現象が力強く現れた。パリの3万の靴工が靴工協同組合を設立し、同じくパリの2万を超える仕立屋が仕立屋友愛協同組合を設立した。後者は、パリ市と10万人分の制服を供給する契約を結び、債務勾留の廃止によって使えるようになったクリシー刑務所で、この契約を実行に移した。ランプ製造工、ブリキ職人、白なめし職人がこれにつづいた。

ラサールは、これらの例によって、労働者階級には、一つの都市の一つの生産部門全体を一個の協同組合に結合しようとする「生き生きとした本能」が存在することを強調する。それに加え——と、ラサールはつづける——、国家は、それぞれの都市のそれぞれの産業部門に存在するただ一つの協同組合のみに国家信用を与え、当該産業のすべての労働者に対してこの協同組合への門戸を開放することによって、この本能を後押しする。⁴²⁾

さらにラサールは、生産協同組合相互間に結成されるべき、また、結成されるであろう信用組合、保険組合の役割にふれる。構想の、これらの展開の中でラサールの念頭にあるのは、事業の発展は無論のこと、「リスク」の問題でもある。リスクには労働者が小資本家に転化する危険も含まれる。各地域の生産部門全体が程なく単一の協同組合に集中される。都市の協同組合相互間の競争はもとより問題となり得ない。信用組合が全協同組合を、保険組合が国内の同一生産部門の全協同組合を包括するからである。それらは、あり得る損失を気づかれぬほどに調整することができる。また、同一産業部門の協同組合内部の決算と会計帳簿の報告と監査とによって、ある都市で特殊な原因から不振に陥っている生産支部をより有利な都市に移す、というような方法もとることができる。したがって、リスクは労働者生産協同組合には存在しない、ということになる。⁴³⁾

ところで、ラサールの構想はここで止まらない。また、止まり得ない。ラサールによれば、協同組合はふたたび「自然の本能」によって地域と部門を超えた統一組織をもつに至る。

ラサールはここでも48年のパリに注目する。48年末、パリに存在するすべての協同組合の間に、連帯と結合の動きが現れた。100人の代議員によって「労働会議所」が設立された。会議所は検事

によってただちに解散せしめられた。49年10月、あらためて「協同組合友愛会」が設立された。しかし50年5月29日に49人の代議員が本部に集まったところで、「秘密政治結社」を理由に、逮捕された。

これらの例は、ラサールにとって、自ずからなる欲求と必要性とによって協同組合の全国的な統一体が成立するに至る証明であった。またその下に置かれることになる中央委員会は、科学的統計によって過剰生産を回避する任務をもつものとされた。⁴⁴⁾

こうしてラサールの生産協同組合は、労働者の自発・自律性を基礎に、重層的な協同組合間のネットワークを構築することによって、「社会問題の解決」に接近していくのである。

前にも見たように、ラサールの協同組合論をもって、その非現実性のゆえに「戦術的なトリック」と評する論調も現れた。また、すでに見てきたところであるが、その間に種々の批判にも遭遇し、それに対するラサールの回答も、ラサール自身にとってさえ十二分なものがあったとは言いがたい。しかしラサールは、『公開答弁書』以降その死に至るまで、協同組合論を維持したのである。

むすび

ここで、ラサールも自ら身を投じた48年革命の子であることを忘れてはならない。48年革命は、ラサールにとって、歴史を画するものであった。「諸君、1789年の革命が第三階級の革命であったとすれば、今回、その原理を今や社会の支配的原理に高め、社会の全制度をその原理で貫通しようとするのは、1789年にはまだ第三階級の襞の中にかくれていて、第三階級と一致していると思われた第四階級であることは、おわかりでしょう。」「第四階級」による革命の歴史的特質は何か？「第四階級は社会の最後の階級であり、無産者の階級であって、…門地も土地所有も資本所有も、あらたな特権として構成され、社会の諸制度を貫通しようするような排他的条件は、もはや全然提出しないし、また提出できないことであります。…労働者階級の理念を社会の支配的原理として呼び求め者は、社会の諸階級を分裂させ、分離する叫びを発する者ではなくて、反対に宥和の叫び、全社会を包摂する叫びを発する者であります。それは社会の諸団体の中の、あらゆる対立にたいする調停の叫び、特権授与と特権階級による人民の弾圧とを欲しない者すべてが同意すべき団結の叫び、…愛の叫びであります。」⁴⁵⁾これは、48年革命から10有余年経て書かれた『労働者綱領』の一節であるが、ラサールはまるで渦中の人物であるかのようなようである。ラサールが自らの使命を48年革命の完遂にかけていたことをまざまざと示すアジテーションである。ここにはラサールの理想主義的な意志の力が見受けられる。

同時に、48革命はさまざまな協同組合（アソシアシオン、アソツィアツィオーン）を社会的理念とするものであったことは忘れるべきではない。疑うべくもないが、ラサールは当然それらの思想に知悉していた。その中で、労働者の協同組合への「自然の本能」とも言うべき「自発性」を強調するラサールの独自性は、それらの見聞を踏まえたものであつたことは容易に理解されるが、また、ラサールの自己陶醉の所産ではあるまいかとも思われる。

結局、ラサールの協同組合論の主要な問題は、議論を進めていく際に用いられる例証がほとんど48年のパリに求められていることである。ラサールによって引証されるアソシアシオンは、靴工、仕立屋、ランプ製造工、ブリキ職人、白なめし工など、手工業者層を基盤とするものであった。それはしたがってまた、「生産」協同組合であった。49年10月、パリに設立された「協同組合友愛会」Union Fraternelle des associations は、文字通りには兄弟にふさわしい結合体を意味する。手工業職人同士で受け継がれ、育まれる手工業的技術と先輩 - 後輩の、あるいは兄弟の間柄。それは職業労働のあり方と不可分の手工業職人層のエートスではなかったか。

前稿で登場人物の職業を逐一記したが、それから明らかなように、60年代初期のドイツ労働者運動は、したがってまた「全ドイツ労働者協会」の主たる社会的基盤は手工業職人層であった。ラサールは時代を制するためには「工場制大工業」の労働者に話しかける必要を感じていた。けれども「工場制大工業」の労働者を「生産」協同組合へと促す自発性と必要性とはどこにあるのか？ラサールの協同組合論の真の困難は、その現実的可能性にあったのではあるまいか？

しかし、カリスマ的指導者ラサールの势力的なアジテーションを推進力として、ドイツ労働者運動が10有余年にわたる眠りから目を覚まし、独自の政党として再出発したのである。無論、その前途には幾多の困難と紆余曲折が待ち受けていたのであるが。

注

- 1) 『公開答弁書』では、労働に対する需要が減退する局面では、労働者の「国外への移住」、「結婚の減少」、「産児制限」および「貧困による労働者数の減少」などが生じるとされ、それらが労働者人口の減少、すなわち労働供給の減少を生み、賃金の上昇を呼び起こすとされ、また、労働需要が上昇する局面では、労働者の「結婚と繁殖」が増加するとされ、結局、労働者人口の増大、すなわち労働供給の過剰を生み、賃金の下落を引き起こすとされている。結論として、平均賃金は、労働に対する需給関係によって上下する均衡点、すなわち労働者の生存費となる、と説明されている。Lassalle, Offenes Antwortschreiben, 1863, GRS, Bd. 3, S. 58-59. 猪木正道訳、『公開答状』, 創元文庫, 1953年, 92-93頁。
- 2) 同法第181条は、「営業主」に対して、いわゆる Koalition を禁止し、つづく第182条では、「営業補助者、職人、もしくは工場労働者」に対して、「一人もしくは多数の営業主での労働停止、もしくは労働の妨害を協定することにより、営業主自身もしくは当局に対して一定の行為もしくは同意を強要せんとする者、及びかかる協定を他人に懲通する者」を処罰の対象としている。西谷敏、『ドイツ労働法思想史論』, 日本評論社, 1987年, 41頁。
- 3) Hermann Schulze = Delitzsch's Schriften und Reden, hrsg. v. F. Thortart, Bd. 5, Berlin 1913, Reprint, Frankfurt am Main, 1990, (SR), S. 309-311. リヒター, 後藤清訳、『ビスマルクと労働者問題』, 総合法令, 1990年, 182頁。
- 4) Lassalle, Herr Bastiat-Schulze, GRS, Bd. 5, S. 275-276.
- 5) Lassalle, Ronsdorfer Rede, GRS, Bd. 4, S. 198-199.
- 6) 拙稿「全ドイツ労働者協会」の創立 (I), 『経済学論集』第95号, 所収。
- 7) Lassalle, a.a.O., S. 52. ラサール, 前掲書, 87頁。
- 8) Schulze = Delitzsch, SR, S. 112. シュルツェ, 東信協研究センター訳編, 「庶民銀行としての前貸組合」, 『シュルツェの庶民銀行論』所収, 日本評論社, 1993年, 12頁。
- 9) Lassalle, a.a.O., S. 57. ラサール, 前掲書, 91頁。
- 10) Victor Aime Huber, Allgemeine Charakteristik des Genossenschaftswesens, Hubers Ausgewählten Schriften über Sozialreform und Genossenschaftswesen, in freier Bearb. u. hrsg. v. Dr. K. Munding, Berlin, 1894, Neudruck Frankfurt am Main, 1990, S. 731.
- 11) Lassalle, a.a.O., S. 68, ラサール, 前掲書, 101頁。

- ¹²⁾ Lassalle, a.a.O., 88–89. ラサール, 前掲書, 119頁。
- ¹³⁾ アンドレアースによれば、『公開答弁書』は「全ドイツ労働者協会」の「運動の公式のmanifesto」であった。Bert Andréas, Zur Agitation und Propaganda der Allgemeinen Deutschen Arbeitervereins 1863/64, Archiv für Sozialgeschichte, III, 1963, S. 354.
- ¹⁴⁾ ラサールをルイ・ブランに帰する見解は、しばしば繰り返されたものである。例えば、オンケンも1904年の著書で次のように述べている。「ラサールは創作したのではなく、すでに以前の社会主義の財産の中にあつたものを見出したのである。この思想は1847年の共産党宣言にも現れた。かの原作者はルイ・ブランであった。ルイ・ブランは、キリスト教社会主義者ビュッシュェがその著書『労働の組織』（1840年）で求めた自助生産協同組合に国家援助生産協同組合を対置した。ビュッシュェとルイ・ブランとの対立は今やシュルツェ＝デーリッチとラサールとの間の対立として復活したと言えよう。彼のルイ・ブランへの依存は、思想全体に関しても、多くの議論に関しても、疑問の余地がない。」Hermann Oncken, a.a.O., S. 271–272. メンガーも次のように述べている。「ルイ・ブランとラサールとの関係は、ほぼ次のように規定されよう。すなわちルイ・ブランにおいては、集团的社会主義の哲学的および歴史的基礎付けがきわめて貧弱であるのにたいして、ラサールは、問題の歴史的および科学的方面に精通しているのみならず、さらに社会主義の根本問題、すなわち不労所得にかんする以前の文献の一部分を知っている。これに反して、ラサールは、実際の諸提案においては、まったくルイ・ブランに依拠している。」Anton Menger, Das Recht auf den vollen Arbeitsertrag, Stuttgart, 1904, S. 117. メンガー、森田勉訳、『労働全取権史論』, 未来社, 1971年, 158–159頁。しかし、オンケンもメンガーも、以上に見るほか、協同組合論の内容に立ち入っていない。
- ¹⁵⁾ Lassalle, Die Französischen National-Werkstätten von 1848, GRS, Bd. 3, S. 98.
- ¹⁶⁾ ルイ・ブランについては、Lois Blanc, Organisation du travail, Paris, 1840, ルイ・ブラン, 谷川稔訳, 「労働を組織する方法について」, 河野健二編, 『資料フランス初期社会主義』所収, 平凡社, 1979年, 高草木光一, 「一八四八年におけるアソシアシオンと労働権」, 的場昭弘・高草木光一編, 『一八四八年革命の射程』所収, 御茶の水書房, 1998年などを参照した。
- ¹⁷⁾ 大内力訳, 『間接税と労働者階級』, 岩波書店, 1960年, 訳者解説, 256頁。
- ¹⁸⁾ Rodbertus an Lassalle, 30 März 1863, Lassalle, NBS, Bd. 6, S. 316.
- ¹⁹⁾ Lassalle an Rodbertus, 22 April 1863, Lassalle, a.a.O., S. 324–325.
- ²⁰⁾ Lassalle, Ronsdorfer Rede, GRS, 4, S. 226.
- ²¹⁾ Rodbertus an Lassalle, 30 März 1863, Lassalle, NBS, Bd. 6, S. 316.
- ²²⁾ Lassalle an Rodbertus, 22 April 1863, Lassalle, a.a.O., S. 325.
- ²³⁾ Rodbertus an Lassalle, Ende April 1863, Lassalle, a.a.O., S. 327–328.
- ²⁴⁾ Lassalle an Rodbertus, 28 April 1863, Lassalle, a.a.O., S. 329.
- ²⁵⁾ Rodbertus an Lassalle, 1 Mai 1863, Lassalle, a.a.O., S. 332.
- ²⁶⁾ Rodbertus an Lassalle, 29 Mai 1863, Lassalle, a.a.O., S. 358.
- ²⁷⁾ Lassalle an Rodbertus, Anfang Juni 1863, Lassalle, a.a.O., S. 361–362.
- ²⁸⁾ Na'aman, Die theoretischen Grundlagen der Aktion Lassalles im Briefwechsel mit Rodbertus, International Review for Social History, Assen, IV, 1961, S. 444.
- ²⁹⁾ Schulze=Delitzsch, Kapital zu einem deutschen Arbeiterkatechismus, 1863, SR, Bd. II., S. 148.
- ³⁰⁾ Lassalle, Arbeiter-Lesebuch, GRS, Bd. 3, S. 244–245.
- ³¹⁾ Lassalle, a.a.O., S. 245–246.
- ³²⁾ Lassalle, An die Arbeiter Berlins, GRS, Bd. 4, S. 48–53.
- ³³⁾ Lassalle, Arbeiter-Programm, GRS, Bd. 2, S. 188. ラサール, 森田勉訳, 『憲法の本質・労働者綱領』, 法律文化社, 1981年, 172頁。
- ³⁴⁾ Lassalle, a.a.O., S. 197–198. ラサール, 前掲書, 181–183頁。
- ³⁵⁾ Oncken, Lassalle. Zwischen Marx und Bismarck, S. 314.
- ³⁶⁾ Schulze=Delitzsch, a.a.O., S. 164–165.
- ³⁷⁾ Lassalle, Arbeiter-Lesebuch, GRS, Bd. 3, S. 246–250.
- ³⁸⁾ Thilo Ramm, Ferdinand Lassalle als Rechtes- und Sozialphilosoph, Meisenheim am Glan, 1956, S. 53.
- ³⁹⁾ Lassalle, Ronsdorfer Rede, GRS, Bd. 4, S. 208. 「全ドイツ労働者協会」のラサールの後継会長であったベルンハルト・ベッカーは、『バステリア・シュルツェ氏』の意義について、次のように述べている。「上に述べたことから

も明らかなように、『バスティア・シュルツェ』書には「プロイセン政府に期待をしのばせるという」大きな欠陥がある。しかし、それでもなお、ラサールの書物を真剣に多読し、政治経済学における多くの知識を持っている労働者ばかりでなく、ドイツの一般読者を、シュルツェ、マックス・ヴィルト、ファウファー、ミヒャエリスや同様の学風への盲目的な追従から追いついてた限りにおいて、多くの価値をもっている。」B.Bcker, a.a.O.,S.207.

⁴⁰⁾ Lassalle,Herr Bastiat-Schulze von Delitzsch ,GRS,Bd.5,S.288–289.

⁴¹⁾ Louis Blanc, *ibid.*,p. 109, ルイ・ブラン, 谷川稔訳, 「労働を組織する方法について」, 320頁。

⁴²⁾ Lassalle,a.a.O.,S.305–309.

⁴³⁾ Lassalle,a.a.O.,S.309–310.

⁴⁴⁾ Lassalle,a.a.O.,S.313–316.

⁴⁵⁾ Lassalle,Arbeiter-Programm GRS,Bd.2,S.186–187. ラサール, 森田実訳, 『憲法の本質・労働者綱領』, 170–171頁。